

一般財団法人ふくしま百年基金
助成金審査会規程

(目的)

第1条 一般財団法人ふくしま百年基金（以下、「本財団」という。）は、本財団が行う公益を増進するための資金提供事業等で支援する組織等（以下、「組織」という。）を選定する審査会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を行うこととする。

(1) 本財団が行う助成事業に係る組織・事業の選定

(2) その他、前項に関連する事項

2 助成事業ごとに審査会を設置（以下「各審査会」という。）する。各審査会での審査結果は理事会に提出される。理事会は、各審査会での審査結果をもとに、支援先を最終決定する。

3 理事会は、支援先の最終決定について、「執行役員会運営規則」第3条第1項に定める執行役員会に権限委譲することができる。その場合、理事長は執行役員会での支援先決定結果を、その直後に開催される理事会に報告する。

4 各審査会での審議の結果について、第2項による場合は理事会での審議の結果、また第3項による場合は執行役員会での審議の結果、異議が認められた場合は、当該の支援先を不採択とする。

(審査委員会の構成等)

第3条 審査委員は、本財団が実施する事業の趣旨や対象事業に関して優れた見識と専門性を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、「審査会の審査委員委嘱等に関する細則」第3条第1項に基づき理事会の承認を得られた者に対し、理事長が委嘱する。

2 審査委員会は前項に基づき理事会が承認した審査委員で構成する。

3 審査委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常理事会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 審査委員の選任、退任については、「審査会の審査委員委嘱等に関する細則」の定めるところによる。

(各審査会の構成等)

第4条 各審査会の審査委員の定数は3名以上とし、審査委員の中から理事長が選任し、執行役員会が承認する。

2 各審査会では、別に定める本財団の審査基準に則って審査を行う。

3 理事長は、各審査会の審査委員の選定に際して、執行役員会の承認を得て、各審査会ごとに次に掲げるものを外部委員として委嘱し、選任することができる。ただし、その数は、各審査会の審査委員総数の3分の1を超えることはできない。

(1) 特別寄付事業の基となる寄付を行った個人または法人において、その寄付に責任を持って関与する者

(2) 本財団が実施する特定寄付事業の設置提案者

(3) 理事長が地域性やテーマの特異性から必要であると認めた者

4 支援先を公募しない場合には、当該各審査会の審査委員には、前項（１）（２）に定める外部委員以外の者を選任するものとする。

（会議の招集）

第5条 各審査会は、理事長が招集する。

2 各審査会は、審査会ごとに選任された審査委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、外部委員以外の者が、出席者の3分の2以上を占めなければならない。

3 会議の議事は、出席した審査委員（外部委員を含む）の過半数で決する。

（委員の排斥）

第6条 審査委員（外部委員を含む）は、第2条各号に掲げる事項に関し、自己が役員を務める組織に関する議事に加わることができない。

2 その利害の関係から議事に加わることができない審査委員が発生した場合の会議の議事は、外部委員、財団の役員及び職員を除く審査委員の過半数の同意を条件として決する。

（守秘義務）

第7条 審査委員（外部委員を含む）は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。審査委員（外部委員を含む）の職を退いた後も同様とする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は理事会が定める。

附 則

この規定は2020年8月28日から施行する。